

日高村障害者活躍推進計画

| | |
|---------------------------|---|
| 機関名 | 日高村役場 |
| 任命権者 | 日高村長 戸梶 眞幸 |
| 計画期間 | 令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年間) |
| 日高村における障害者雇用に関する課題 | 日高村役場では障害者雇用率が2.63%(令和元年6月1日時点)であり、法定雇用率を満たしているが、施設のバリアフリー化や相談体制等の整備は十分ではない。 |
| 目標 | |
| ① 採用に関する目標 | ○在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。 |
| ② 定着に関する目標 | なし ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。 |
| 取組み目標 | |
| 1.障害者の活躍を推進する体制整備 | ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、職員のひろば内掲示板等にて周知を行う。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務員部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 |
| 2.障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | ○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局等に相談しつつ、負担なく遂行できる職の選定及び創出について検討する。 |
| 3.障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | ○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 |
| 4.その他 | ○国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 |